

「池田町木質バイオマス熱供給システム導入事業」 質問回答一覧

令和6年4月23日

No.	要領等のページ (質疑項目・項目番号)	質問	回答
1	実施要領 P.2 第5条	実施要項に記載されている「現地説明会」とHP記載の「現地公開日」は同一でしょうか。	「現地説明会」と「現地公開日」は同一のものです。 「現地説明会」に統一させていただきます。
2	実施要領 P.2 第5条	現地説明会は新庁舎計画図面等閲覧及び複製入手可能でしょうか。(新庁舎及びあそびハウスこどもと森の取合点確認)	事業計画位置図等については、現地説明会に合わせて順次公開予定です。
3	参加表明書 別紙 No.1 協定書	No.1 協定書は、池田町様指定様式があるのでしょうか。(連合体を想定しております。)	連合体について、コンソーシアムの場合はコンソーシアム協定書をご使用ください。共同企業体(JV)の場合は、協定書の指定の様式はございません。任意様式で提出ください。
4	参加表明書 別紙 No.2 代表権の有無	連合体での参加を考えています。「代表権がない者が申請する場合」と記載されていますが例えば3社連合体の場合代表権企業に対し他2社は代表権委任の為の委任状が必要でしょうか。また、ご指定様式はあるのでしょうか。	「代表権がない者が申請する場合」とは、連合体の協定締結者がA社代表者であることかつ参加表明書をA社〇〇支店長名義で提出することを意味しております。この場合、A社代表者から当該支店長に対する委任状が必要になります。構成員となるB社およびC社からA社に対する委任状は必要ありません。 委任状に関して指定様式はございません。任意様式でご提出ください。 1-1 別記様式第1号 参加表明書の(注意事項)の欄もご参照ください。
5	参加表明書 別紙 No.10、11	総括責任者と管理技術者は同一人物でも可でしょうか。	「総括責任者」と「監理技術者」は同一人物でも構いません。

6-1	実施要領 P.4 第8条	連合体での参加予定です。要求水準書を入手したく、まずは申請時単独で参加意向表明を行いたいのですが参加表明書と事業者の概要調書のみで後日他の証明書等添付書類の送付で良いのでしょうか？	暫定的な参加意向表明については、参加表明書と概要調書のみでの提出で構いません。 この場合の概要調書については、2 別記様式第2号 概要調書その1に会社概要欄ならびに総括責任者欄までの記入で構いません。
6-2	実施要領 P.4 第8条		連合体の参加の場合における概要調書の記載方法に関連して、追加様式がありますので3月末を目途に公表いたします。
7	実施要領 P.2 第5条	3月26日の説明会の時間のご指定はあるのでしょうか。	開始時間や集合場所に関しては、別途ホームページでお知らせいたします。
8	実施要領 P.3 第7条	下記連合体は条件に当てはまる、でよいでしょうか。 連合体メンバーの1社が該当すればよいという認識です。全てのメンバーが該当する必要はないという認識です。 あるいは、B社、C社は福井県に事業所を設ける予定が必要でしょうか。  連合体メンバー ・A社:本社 福井県内 ・B社:本社 福井県外、営業所福井県外 ・C社:本社 福井県外	実施要領第7条第1項ア「県内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する予定がある場合を含む。)を有する法人又は法人以外の団体であること。」について、連合体の構成員の内1社が該当すれば資格要件を満たします。
9	実施要領 P.7 第11条(7)	設備運営主体が安定的に運営できるまでの期間はどれくらいを想定していますでしょうか。	供用開始後1年間を想定しております。
10	実施要領 P.7 第11条(7)	支援の範囲は熱供給システム部分のみ(原料の調達・運搬・チップ製造等は別)と考えてよいでしょうか。	実施要領第4条第4号および第14条第6項を参照ください。

11	実施要領 P.7 第 11 条(8)	これは本公募に限る事で池田町全体の脱炭素に向けた新たな施策・事業のアイデアを指すのでしょうか。	実施要領 P.7 第 11 条(8)「池田町の脱炭素実現に資する優れたアイデアが含まれていること。」については、本事業の中で、木質チップの仕様以外に、実現可能かつ池田町らしきのある脱炭素への取り組みが含まれているということを意味しております。
12	実施要領 P.7 第 11 条(10)	「脱炭素先行地域の申請およびこれに基づく補助金申請の手続きにおいて、多様な支援体制があること」とありますが本公募自体が脱炭素先行地域の応募・採択をもって開始する事業であることからタイムスケジュールが合わないと考えられますが具体的にどのような支援を求めていますでしょうか。	実施要領第11条第 5 項第10号「脱炭素先行地域の申請およびこれに基づく補助金申請の手続きにおいて、多様な支援体制があること」につき、「申請」の手続きについては、ご理解の通り、本プロポーザルのスケジュールと同時期に公募されるため、訂正いたします。正しくは、「脱炭素先行地域採択後の補助金申請の手続きにおいて、多様な支援体制があること」といたします。 また支援内容に関しては、補助対象内外の工事内容の整理や図面作成を想定しています。
13	実施要領 P.7 第 11 条(10)	脱炭素先行地域の申請およびこれに基づく補助金申請の手続きとは具体的にどのような作業を想定していますでしょうか	上記質問 No.12 の回答を参照ください。
14	実施要領 P.7 第 11 条(10)	本公募の検討材料として、過去あるいは現在作成中の脱炭素先行地域の応募申請書ならびに関連資料をご提供頂く事は可能でしょうか。	過去(第4回)の脱炭素先行地域づくり事業の応募申請書について、資料提供を希望される方につきましては、メールにてご連絡ください。個別に送付させていただきます。 なお、記載内容については、当時のものである点をご了承ください。
15	実施要領 P.3 第 7 条(2)ア	「管工事業における一般建設業の許可」と記載がありますが、一般建設業の許可を持たず特定建設業許可の条件での参加は可能でしょうか？ 同様に機械器具設置工事業についても、特定建設業	実施要領 P.3 第 7 条(2)ア「管工事業における一般建設業の許可」については、「管工事業における一般建設業の許可もしくは特定建設業の許可」といたします。 同様に「機械器具設置工事業における一般建設業の許可」に

		の許可での参加は可能でしょうか？	についても、「機械器具設置工事業における一般建設業の許可もしくは特定建設業の許可」といたします。
16	実施要領 P.7 第 11 条(6)	「木質バイオマスボイラーによる熱供給」を実施した実績とありますが、熱供給設備の計画・設計・設置工事ではなく、事業としての熱供給の実績のあることが条件でしょうか？	実施要領 P.7 第 11 条(6)「国内外で「木質バイオマスボイラーによる熱供給」を実施した実績があること」について、実績とは運營業務ではありません。 国内または国外において、ボイラー建屋と熱供給施設が別建物となっている事業を熱供給事業とし、計画・設計・工事の各業務における実績を審査項目といたします。 計画・設計・工事の各業務において、「8-1 別記様式第 8 号技術提案書」に、事業者ごとに詳細に記入してください。
17	参加表明書 別紙 N0.5	都道府県税について、本店から拠点へ委任する際、提出するのは本店所在地と受任所在地の両方必要でしょうか。	納税証明書は、本店から拠点へ委任する場合、本店ならびに委任先の事業所の双方について、ご提出ください。
18	参加表明書 別紙 N0.6	市町村税について、本店から拠点へ委任する際、提出するのは本店所在地と受任所在地の両方必要でしょうか。	上記質問 No.17 の回答を参照ください。
19	実施要領 P.4 第 8 条第 5 項		現地説明会の実施内容につきまして、ホームページに公開いたしました。参加希望の方につきましては、申込書(別紙様式第7号)に記載の上メールにて申し込みください。 なお、一事業者で参加いただける人数の上限を4名までとさせていただきます。
20	実施要領 P.4 第 8 条第 5 項	追加での現地調査を実施することは可能でしょうか。	4月8日(月)から5月22日(水)までの間を、追加での現地調査可能期間といたします。 個別での現地調査を希望される方は、申込書(別紙様式第7-2号)に記載の上、メールにて申し込みください。
21	実施要領 P.4	単独で参加表明をする場合の提出様式の変更について	単独で参加表明する場合の提出様式を変更いたします。

	第8条第3項	て	<p>参加表明書(別記様式第1号)に以下の書類を添付して提出してください。</p> <p>(1) 事業者の概要調書その1(会社概要・実施設計関係) ((変更様式)別記様式第2-1号)</p> <p>(2) 事業者の概要調書その2(配置予定技術者関係) ((変更様式)別記様式第2-2号)</p> <p>(3) 申出書(別記様式第5号)</p> <p>(4) 参加表明書別紙に定める必要な添付書類</p> <p>上記(1)(2)の変更様式のデータについては、追加でホームページにアップロードしましたのでご確認ください。</p>
22	実施要領 P.4 第8条第3項	連合体(JV 含む。)で参加表明をする場合の提出様式の変更について	<p>連合体(JV 含む。)で参加表明する場合の提出様式を変更いたします。</p> <p>参加表明書(別記様式第1号)に以下の書類を添付して提出してください。</p> <p>(1) 構成員の概要調書その1(会社概要・実施設計関係) ((変更様式)別記様式第3-1号)</p> <p>(2) 構成員の概要調書その2(配置予定技術者関係) ((変更様式)別記様式第3-2号)</p> <p>(3) 概要調書その3(連合体における実施体制表) ((変更様式)別記様式第4号)</p> <p>(4) 申出書(別記様式第5号)</p> <p>(5) 参加表明書別紙に定める必要な添付書類</p> <p>上記(1)(2)については、構成員ごとに記入してください。</p> <p>上記(1)(2)(3)の変更様式のデータについては、追加でホームページにアップロードしましたのでご確認ください。</p>

23	<p>実施要領 P.4 第 8 条第3項 (別記様式第 3-2 号) 構成員の概要調書その 2 (配置予定技術者関係)</p>	<p>現場代理人、主任技術者、管理技術者の記入について暫定的体制で構いませんと記載されておりますが現時点での選任は予定でも工期が確定しないと難しい状況です。仮に最優秀事業者に選定されてからの記載は可能でしょうか。</p>	<p>配置予定技術者について、最優秀事業者に選定されてからの記載は認められません。実施要領 P.2 第5条の全体スケジュールに記載の工期を前提として、記入をお願いいたします。</p>
24	<p>第 8 条第3項 (別記様式第 3-1号) 構成員の概要調書その 1 (会社概要・実施設計関係)</p>	<p>連合体での参加を予定しています。実施設計、工事以外の構成員の場合は実施設計の欄は記入なしで全体総括、組織の責任者のみ記載でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
25	<p>第 8 条第3項 (別記様式第1号) 参加表明書</p>	<p>参加表明書(暫定版)を代表印押印済みで提出した場合追加にて提出の場合再度代表印が必要でしょうか。</p>	<p>追加での参加表明書の提出の場合でも再度代表印の押印をお願いいたします。</p>